

7 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が、同項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引き受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。次項及び第十二項において「取得指定期間」という。）内に当該特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。））に規定する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

8 前条第八項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（同項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。以下この項において同じ。）を行う場合において、当該法人が当該適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）の日を含む事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以

の金額）とみなす。

8 前条第八項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、第一項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引き受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。次項及び第十二項において「取得指定期間」という。）内に当該特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分割等の直前

内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

## 9 省略

10 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場

まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

## 10| 9 同上

11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度終了の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

#### 一四 省略

前条第四項の規定は、第七項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する買換資産（同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第一号の下欄の口又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（第十六項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第十六項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）について準用する。

16 15

省略

16 15

同上

12 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 13 同上

前条第四項の規定は、第七項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第二十八条第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項に規定する買換資産（第二十八条第八項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある当該法人の事業の用（前条第一項の表の第一号の下欄の口若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の一号の下欄の口若しくは第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（第十六項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第十六項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）について準用する。

適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第一号の下欄のロ又は第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

## 18 17 省略

租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

## 19 省略

### （電子情報処理組織による申告の特例）

**第二十三条** 法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人である法人がこの章（第三十一条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の四第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第三十一条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第二十三条（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、東日本

適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度において第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十八項において「連結買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の第一号の下欄のロ若しくは第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄のロ若しくは第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

## 18 17 同上

租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産（連結買換資産を含む。）について準用する。

## 19 同上

### （電子情報処理組織による申告の特例）

**第二十二条の二** 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人である法人がこの章（次条から第三十三条までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における同法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同法第七十五条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章（第二十三条から第三十三条までを除く。第三項において同じ。）（法人税法等の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第二十二条の二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十三条に規定する政令で定める規定、「とする。

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三章の規定、同法第二十二条の二に規定する政令で定める規定、「とする。

#### (連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

##### 第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月

十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十一条の二十二第一項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下の項及び第三項において「震災欠損連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金

額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。)に、当該いづれかの連結事業年度(以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。)の連結所得の金額のうちに占める震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額(この条の規定により他の還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 前項の場合において、既に当該還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につきこの条又は法人税法第八十一条の二十一の規定の適用があつたときは、その額からこれらの規定の適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額からこれらの規定の適用に係る繰戻対象震災損失金額又は同条第二項の連結欠損金額を控除了した金額をもつて当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額とみなし、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、同項の連結親法人が還付所得連結事業年度から震災欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連結確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書をその提出期限までに提出した場合)に限り、適用する。

4 法人税法第八十条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする連結親法人について、同条第六項の規定は第一項の規定による還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付の請求に係る還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十三条第一項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と、「確定申告書」とあるのは「連

5 | 結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書」と読み替えるものとする。

第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六条第一項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。)第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定」と、同法第八十一条の九第一項中「及び第八十一条の三十一」とあるのは「並びに第八十一条の三十一」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の三十一第一項中「連結欠損金額が」とあるのは「連結欠損金額(震災特例法第二十三条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第三項において同じ。)が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第二十三条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「連結欠損金額」とあるのは「連結欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九条第四項第三号ハ中「還付」において」とあるのは「還付」と並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第四項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)において」とする。

6 | 連結親法人が中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について第一項の規定の適用を受けた場合には、仮決算の連結中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、当該中間期間を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 | 前項の規定の適用がある場合の法人税法第二条第十八条号の二に規定する連結利益積立金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)**

**第二十四条** 連結親法人の平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る仮決算の連結中間申告書を提出する場合における当該期間に限る。）において生じた震災損失金額（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により前条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額をいう。）がある場合における当該仮決算の連結中間申告書に係る同法第八十一条の二十の規定の適用については、同条第一項第二号中「法人税の額」とあるのは「法人税の額並びに第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第八十一条の十四第一項（連結事業年度における所得税額の控除）に規定する所得税の額（当該期間において支払を受ける租税特別措置法第四十一条の九第一項）懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第四十一条の十二第二項（償還差益等に係る分離課税等）に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額その他これら所得税の額に類するものとして政令で定めるものを含む。）で第八十一条の十四第一項（同法第四十一条の九第四項又は第四十一条の十二第四項の規定その他政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除をするものとした場合に第八十一条の十四第一項の規定による控除をされるべき金額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額（当該控除しきれなかつた金額が当該期間において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第一項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）に規定する震災損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）と、同条第三項中「第八十一条の十四第二項」とあるのは「第八十一条の七第一項（連結法人税額から控除する所得税額の損金不算入）中

「の規定の適用」とあるのは、「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定の適用」と、第八十一条の十四第二項」とする。

2 仮決算の連結中間申告書の提出があつた場合において、当該仮決算の連結中間申告書に前項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の二十第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の連結中間申告書を提出した連結親法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。連結親法人の提出した仮決算の連結中間申告書に係る法人税につき同法第百三十三条第一項に規定する更正等があつた場合において、その更正等により前項の規定により読み替えて適用される同号に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときにおけるその増加した金額についても、同様とする。

3 仮決算の連結中間申告書の提出により前項の規定による還付をされる連結親法人の当該仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年度における法人税法の規定の適用については、同法第二十六条第一項第三号中「又は」とあるのは「」若しくは「と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定」と、同法第八十一条の七第一項中「場合には」とあるのは「場合（震災特例法第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合を含む。）には」と、〔還付をされる金額〕とあるのは〔還付をされる金額（震災特例法第二十四条第二項の規定による還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。）〕と、同法第八十一条の十四第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（当該連結事業年度において震災特例法第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付金がある場合には、その還付金の額に相当する金額を控除した金額）」と、同法第八十一条の十八第一項第二号中「控除をされるべき金額のうち」とあるのは「控除をされるべき金額及び震災特例法第二十四条第二項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付をされる金額（還付を受け、又は還付に代えて未納の国税に充当されたものを含む。）」のうち、「」とする。

第一項の連結親法人が仮決算の連結中間申告書の提出により第二項の規定による還付をされる場合において、第一項の連結子法人のうちに当該仮決算の連結中間申告書に係る同項に規定する期間の終了日の翌日から同日を含む法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度終了の日までの間に同法第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたもの（以下この項において「離脱法人」という。）があるときは、当該連結親法人の当該仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年度における前項の規定及び当該離脱法人のその承認を取り消された日の前日を含む事業年度における同法第六十八条の規定の適用については、当該離脱法人が当該期間において課された所得税の額（第二項の規定による還付金のうち当該離脱法人に帰せられる金額として政令で定める金額に達するまでの金額に限る。）は、当該連結親法人が当該期間において課された所得税の額とみなす。

5 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の連結中間申告書の提出期限の翌日（同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあっては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をすることとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

6 第二項の規定による還付金を同項の仮決算の連結中間申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

7 前三項に定めるもののほか、第二項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結中間申告書等の提出を要しない場合)

**第二十四条の二** 東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、連結中間申告書又は地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書（連結中間申告書を提出すべき連結親法人に係るものに限る。以下この条において「地方法人税中間申告書」という。）の提出期限と当該連結中間申告書に係る連結事業年度の連結確定申告書又は当該地方法人税中間申告書に係る課税事業年度（同法第七条に規定する課税事業年度をいう。）の地方法人税確定申告書（同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書をいう。）の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第八十一条の十九第一項本文又は地方法人税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該連結中間申告書又は当該地方法人税中間申告書を提出することを要しない。

(被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

**第二十五条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災によつて被害を受けたことにより過大な債務を負つてゐる次の各号に掲げる連結法人に該当するものについて再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事が生じた場合には、法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第五十九条第二項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるの

は「第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とする。

一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた連結法人

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である連結法人  
法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を前項の規定により読み替えて適用する場合には、同法第八十一条の九及び第八十一条の十三の規定の適用については、同法第八十一条の九第五項第四号中「第五十九条の」とあるのは「第五十九条又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」の規定により読み替えて適用する第五十九条第二項の」と、「同項第三号」とあるのは「震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第五十九条第二項第三号」と、同法第八十一条の十三第二項第五号中「損金算入」とあるのは「損金算入」（同項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十五条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配關係にある連結子法人で、次の表の各号の第一欄に掲げるものが、東日本大震災復興特別区域法の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の

第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む連結事業年度（同項及び第十項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第二十六条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該減価却資産の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）と特別償却限度額との合計額とする。

	法 人	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法	当該認定地方公 共団体の作成し た当該認定を受 けた復興推進計 画（以下この表 において「認定 画（福島復興 特別措置）」と いいう。）に定 められた同法第 四条第二項第四 号イに規定する （以下この号に おいて「復興推 進計画」という 。）につき同条 域	（同法第二條 第三項第二号 （同法第七十四 条の規定により 認定地方公共團 体（同法第四條 第一項に規定す る復興推進計 画）（以下この 号イに規定する 復興推進計 画）（福島復 興特別措置） の規定により （以下この号に おいて「復興推 進計画」という 。）又は建 築物整備事業 （東日本大震 災再生特別措 置（福島復 興再生特別措 置））	イ（福島復 興特別措置） （同法第七十四 条の規定により 認定復興推 進計画の区域 における市街 地と産業の復 興に資するも のとして政令 で定める要 件を満たす建 物	機械及び装 置、建築物及び その附屬設備並 びに構築物（ 建築物整備事 業にあつては 、認定復興推 進計画の区域 における市街 地と産業の復 興に資するも のとして政令 で定める要 件を満たす建 物

2	連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、前項の表の各号の第一欄に掲げるものが、指定期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは	法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）									
		区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をい。以下の号において同じ。）の指定を受けた連結法人									
		（福島復興再生特別措置法第三項第二号口）及びその附属設備）									

建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（この項及び次項、次条第二項及び第三項並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項の規定並びに税額計算特例規定（租税特別措置法第六十八条の九第八項第二号イから三までに掲げる規定をいう。以下第二十五条の三の三までにおいて同じ。））を適用しないで計算した場合の法人税の額をいい、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。（以下第四項までにおいて同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額に税額控除率を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第四項第三号において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は当該法人税額基準額を限度とする。

3 |  
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額が

ある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 | この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別償却限度額 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 機械及び装置(第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で

東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体(同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。)の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。)そ

の取得価額から普通償却限度額を控除した金額

ロ 機械及び装置(第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体(同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。)の指定を受けたものが取得又は製作をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域(同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。)内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。)その取得価額の百分の五十に相当する金額

ハ 機械及び装置(イ及びロに掲げるものを除く。)その取得価額の百分の三十四に相当する金額

二 建物及びその附属設備並びに構築物(第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体(同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。)の指定を受けたものが

取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。) その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ホ 建物及びその附属設備並びに構築物(第一項の表の第一号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定地方公共団体(同欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。)の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同号の第二欄に掲げる区域(同法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域に限る。)内において同表の第一号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるものに限る。) その取得価額の百分の二十五に相当する金額

ト ハ 建物及びその附属設備並びに構築物で、第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げるもの(二及びホに掲げるものを除く。)その取得価額の百分の十七に相当する金額

ト ヒ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産(同号の第一欄に掲げる連結法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体(同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。)の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。) その取得価額の百分の二十五に相当する金額

チ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産(トに掲げるものを除く。) その取得価額の百分の二十五(令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七)に相当する金額

二 める割合をいう。

イ 前号イ及びロに掲げる減価償却資産 百分の十五

ロ 前号ハに掲げる減価償却資産 百分の十

ハ| 前号ニ及びホに掲げる減価償却資産 百分の八  
二| 前号ヘに掲げる減価償却資産 百分の六  
ホ| 前号トに掲げる減価償却資産 百分の八  
ヘ| 前号チに掲げる減価償却資産 百分の八  
（令和二年四月一日から  
令和三年三月三十日までの間に取得又は建設をしたものについて  
は、百分の六）

三| 繰越税額控除限度超過額 前項の連結親法人又はその連結子法人の  
当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（同  
日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合に  
は、当該事業年度（以下この号において「四年以内事業年度」という  
。）とし、当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による連結  
確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出  
）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）  
における税額控除限度額（四年以内事業年度における第十七条の二第  
二項に規定する税額控除限度額（以下この号において「単体税額控除  
限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除  
限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除  
しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において  
調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四  
年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下  
この号において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除  
済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5| 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配  
関係にある連結子法人で、同項の表の各号の第一欄に掲げるものが所有  
権移転外リース取引により取得した当該各号の第四欄に掲げる減価償却  
資産については、適用しない。

6| 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人  
又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しな  
い。  
一| 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人  
二| 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連  
結子法人

### 三 清算中の連結子法人

第一項の規定は、連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。以下第二十六条の四までにおいて同じ。）に第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる第一項の表の各号の第四欄に掲げる減価償却資産の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された当該減価償却資産の取得価額を限度とする。

税務署長は、前項の添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度（次項において「繰越年度」という。）の連結確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項第三号に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第十七条の二第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（次項において「控除年度」という。）の連結確定申告書等（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）

に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 税務署長は、繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない繰越年度の連結確定申告書（第四項第三号に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人について、第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない確定申告書を含む。）の提出があつた場合又は前項の明細を記載した書類の添付がない控除年度の連結確定申告書等の提出があつた場合においても、これらの添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該明細を記載した書類の提出があつた場合に限り、第三項の規定を適用することができる。

12 第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び震災特例税額控除規定（第二項及び第三項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず震災特例税額控除規定による控除をした後において、同法第八十一条の十七に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）及び地方法人税法第十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から震災特例税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、震災特例税額控除規定により当該震災特例税額控除規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十二条の十四第二項及び第八十一条の十六を除く。）の規定及び震災